**令和７年度　水野小学校いじめ防止基本方針**

１　　基本理念

　　　すべての児童が、かけがえのない存在として元気で明るく学び、たくましく生き抜く力を育むことができるよう、いじめの防止及び解消に、強い決意で組織的に取り組んでいきます。

２　　組　織

　【いじめ・不登校対策委員会】

校長　教頭　教務主任　校務主任　生徒指導主任　学年主任　特別支援学級主任

養護教諭　いじめ・不登校対策委員　保健指導主事　スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

３　いじめの防止のための手立て

　（１）いじめに向かわせないために

　　　①　自己肯定感を高める指導

　　　②　道徳教育の充実

　　　③　人権教育

　　　④　ネットモラルについての教育

　　　⑤　あいさつを通じて、温かい人間関係を構築する

（２）いじめの早期発見に向けて

　　　一人ひとりの児童と担任による、心の相談活動により、児童の悩みの早期発見と早期解決に努めます。（以下の通り）

　　①　児童理解

　　　　・教育相談

　　　　・校内研修

　　　　・学級集団アセスメント(Q―Ｕ)の実施

　　　・いじめアンケートの実施

②　全職員での情報交換

　・職員会議や打ち合わせで、各クラスの様子について報告し、情報を共有します。

　　　③　スクールカウンセラーの活用

　　　　・児童の思いや悩みを把握します。

　（３）家庭や地域との連携

　　　　・個人懇談の実施

　　　　・学校運営協議会（CS）

　　　　・水野西陵の子どもを育てる会

　　　　・水野中ブロックいじめ・不登校連絡協議会

　　　　・スクールソーシャルワーカー、学校サポーター、見守りボランティア、朝活ボランティア、少年センター水野支部、交通指導員からの情報を得ながら、地域一体となったいじめ防止を目指します。

　（４）関係機関との連携

　　　　・瀬戸市教育委員会

　　　　・近隣幼稚園・保育園、小小、小中間の連携を図り、情報交換を密にします。

４　いじめが発見された場合の対応

　（１）初動の対応

　　　　・発見または相談を受けた職員は、該当児童の安全を確保し、話を聞き、ただちに校長、いじめ対策委員会職員及び学年主任に報告します。

　　　　・報告を受けた職員は、今後の対応について校長から指示を受けます。

　　　　・関係児童の保護者との連絡を密にし、対応策の共通理解を図ります。

　（２）いじめ・不登校対策委員会の開催

　　　　・いじめ・不登校対策委員会を開き、内容の確認をし、今後の組織的な対応について具体的に協議します。

　（３）実態把握・解消についての対応

　　　　・いじめ・不登校対策委員会の協議をもとに、実態把握、いじめ解消に向けて、組織的に対応します。

　　　　・事案の内容によっては、児童相談所や警察等へ報告し、対処します。

　　　　・被害児童だけでなく、加害児童に対する指導にも十分留意します。

　（４）事後の支援

　　　　・関係する児童全てについて、対応後の様子を経過観察し、必要に応じて面談などを行いながら、再発防止に努めます。

　　　　・スクールカウンセラーによる心のケアを継続的に行います。

５　重大事態への対処

　・学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

・瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、市教育委員会の指示を受けて、市教育委員会の指導のも

と、適切に対応します。

６　学校の取組に対する検証・見直し

　・水野小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートに基づき、年度末に見直しを行い、実効性のある取組を行います。

　・外部組織からの意見を取り入れ、検証を行うように努めます。

７　その他

・毎月、教育委員会へ、いじめ・不登校児童について報告します。

**◇いじめ対策年間計画**　　　　　　　　　□：教職員間の活動　○：児童・保護者への活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **月** | **年間計画** | **留意すること** |
| 4月 | □学年間・学校間の情報交換、個別の指導記録の引き継ぎ  □いじめ対策に関わる共通理解・いじめ防止対策委員会の編成　　　　　　　　　　　　　　　　　【職員会議】  ○いじめ防止に対する教師の決意表明  【入学式・始業式等】  ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり  　【学級活動・ハッピータイム】  ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発  　　　　　　　　　　　　　　　【ＰＴＡ総会資料・HP】 | ・いじめの実態や情報を確実に引き継ぎます。  ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示します。 |
| 5月 | □校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」  ○学級集団アセスメント(Q―Ｕ)による学級生活状況調査の実施と分析  ○「いじめアンケート」（1回目）の実施と分析  ○行事を通した人間関係づくり　　　　　　　【運動会】 | ・児童の班編成の場面に留意が必要です。  ・学級集団アセスメント(Q―Ｕ)の結果を共有し、指導に生かします。 |
| 6月 | ○行事を通した人間関係づくり　　　　　【なかよし班】  ○教育相談の実施 | ・児童の人間関係に変化が表れやすいこの時期に、児童が訴える機会を確保します。 |
| 7月  8月 | ○個人懇談  □小中情報連携のための連絡会  □外部研修講座への参加 | ・教職員の資質能力の向上を図ります。 |
| 9月  10月 | ○学級集団アセスメント(Q―Ｕ)による学級生活状況調査の実施と分析 | ・児童主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を心がけます。  ・学級集団アセスメント(Q―Ｕ)の結果を共有し指導に生かします。 |
| 11月 | ○「いじめアンケート」（２回目）の実施と分析  ○行事を通した人間関係作り　　　　　　【なかよし班】  ○教育相談 | ・人間関係に変化が表れやすい時期ととらえ、よりよい人間関係づくりと指導に生かします。 |
| 12月 | ○人権週間（人権意識啓発活動）  ○個人懇談 | ・人権感覚を高めます。  ・いじめ対策を点検します。 |
| １月 | □○「学校評価」の実施  ○行事を通した人間関係作り　　　【なかよしなわとび】 | ・教職員、児童、保護者の評価結果から改善策を検討し、課題を克服するための実践をします。 |
| ２月 | ○「学校評価」の公表  □幼保・小中情報連携のための連絡会 |  |
| ３月 | □記録の整理・進級する学年への引き継ぎ情報の作成  □小中情報連携のための連絡会 | ・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をします。 |